回答書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 5 号	令和元年8月16日	伊予市役所	産業建設部環境保全課

題 目 (テーマ):プラスチックごみについて

提 案 理 由 (要旨)

プラスチックをまだ家の前で焼いている家庭があります。プラごみの日に出してもらいたいです。

回 答 内 容

野焼きについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において原則、 禁止されております。

ご意見のプラスチックごみの焼却は、悪臭や大気汚染 (PM2.5 など) の原因となり、また、ダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れもあり、人の健康や環境に悪影響を及ぼすことは明らかです。

市役所に野焼きの通報があった場合、現地の状況を確認し、廃棄物の適正な処理について指導を行っております。

今後とも、個別指導を行うとともに、広報紙やホームページなどによる 意識啓発に努めてまいります。